

第967回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年3月16日(木)午後2時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員, 小川委員, 佐浦委員

4 説明のため出席した者

嘉藤副教育長, 遠藤副教育長, 渋谷参事兼総務課長, 高橋教育企画室長, 佐々木福利課長, 鏡味教職員課長, 佐々木義務教育課長, 遠藤高校教育課長, 市岡特別支援教育課長, 熊谷施設整備課長, 大宮司保健体育安全課長, 武田参事兼生涯学習課長, 天野技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後2時30分

6 第965回及び第966回教育委員会会議録の承認について

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第967回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

伊 東 教 育 長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は, 配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

教育功績者表彰について

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 教育功績者表彰について

第8号議案 職員の退職手当について

第12号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第15号議案 宮城県美術館協議会美術品収集部会委員の人事について

第17号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

第18号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第19号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

伊 東 教 育 長 「6 専決処分報告」及び「7 議事」の第1号議案, 第2号議案, 第8号議案, 第12号議案, 第15号議案及び第17号議案から第19号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議等については, 秘密会とする。

秘密会とする案件については「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議等を行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

職員の交通事故に係る和解について

(説明者: 遠藤副教育長)

職員の交通事故に係る和解について御説明申し上げます。資料は、1ページである。

まず、事故の概要であるが、昨年10月12日に登米市内駐車場で、登米総合産業高等学校職員が公用車を後進させた際、駐車中の相手方車両と接触し、後部バンパー等に損傷を与えたものである。

なお、人的損害はなかった。

この事故は、職員の公務中に発生した事故であり、相手方に過失がないことから、県が相手方に損害の賠償を行うことが妥当であると判断し、相手方損害額の全額である103,994円を支払うこととして、和解が成立したところである。

この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、昨年12月23日に知事による専決処分が行われ、2月議会において当該専決処分の報告をしている。

本事案を受け、各学校に対しては、会議の場などを通じ、公用車運転中の事故防止に取り組むよう改めて指導した。引き続き、管理職研修など機会をとらえて注意喚起を行い、安全確保の徹底と事故の再発防止に取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質疑なし)

10 議事

第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：嘉藤副教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、4ページから22ページである。

5ページを御覧願いたい。はじめに、「1 改正内容」の「(1) 本庁各課室の分掌事務の変更に係る関係規定の改正」について御説明申し上げます。

来年度の教育庁の組織改編において、教育企画室から高校教育課へ県立高等学校再編に関する事務を移管することや、高校財務・就学支援室を新設することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

次に、「(2) 職員の職に関する関係規定の改正」であるが、これまで総括課長補佐の職は、事務職員をもって充てることとしていたが、今後、技術職員を充てることも想定されることから関係規定の改正を行おうとするものである。また、令和5年4月から実施される職員の定年引上げにおいて、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる「役職定年制」が導入されることに伴い、役職定年後に就く職を新たに設置する必要があることから、関係規定の改正を行おうとするものである。

次に、「(3) 県立学校の新設及び校名の変更に係る関係規定の改正」であるが、令和5年4月から、「大河原産業高等学校」が開校し、また、「志津川高等学校」が「南三陸高等学校」に校名を変更することに伴い、関係規定の改正を行おうとするものである。

最後に、「(4) 文言の整理に係る改正」であるが、関係法令の改正に伴い、条ずれが発生することや、別表第二の体裁を整えるため、関係規定の改正を行おうとするものである。

改正の具体的な内容については、13ページから22ページまでの新旧対照表に記載のとおりである。

なお、改正規則は、「2」に記載のとおり、令和5年4月1日から施行することとしているが、一部の文言整理については、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) | (質疑なし)

伊 東 教 育 長 | (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明者：嘉藤副教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。資料は、23ページから29ページである。

24ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、本規則は、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長へ委任する事務及び教育長が専決することができる事務について定めているが、教育長が専決することができる事務の一部について、適切に引用されていない箇所があったため、所用の改正を行おう

とするものである。

「2 改正内容」であるが、教育長が専決することができる事務を規定する第2条第1項第10号については、教育委員会の権限に属する事務を規定する第1条第1項第20号の「訴訟に関すること」を、第2条第1項第11号については、第1条第1項第21号の「審査請求に関すること」を、それぞれ引用するよう改正するものである。

なお、改正規則は、「3」に記載のとおり、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質疑なし)

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 宮城県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について

(説明者：嘉藤副教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。資料は、30ページから33ページである。

31ページを御覧願いたい。「1 制定理由」であるが、従来、地方公共団体における個人情報保護の取扱いは、「個人情報の保護に関する法律」の適用外であり、各自治体が、法律の趣旨に則り、それぞれ条例を定めて運用していた。近年、デジタル社会の進展や、個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化しているが、自治体ごとに運用が異なる従来の取扱いでは支障があったことから、このたび、法律が改正され、地方公共団体も法律の直接の適用対象となり、個人情報保護の取扱いは、民間事業者や公的機関などの主体や地域を問わず、全国一律のルールのもとで行われることとなった。

このことに伴い、本県では、「個人情報保護条例」が廃止され、新たに、「個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されている。また、改正後の法律や新たに制定された条例の施行に必要な事項を定めるため、「個人情報の保護に関する法律施行細則」が制定されている。

こうしたことを受けて、教育委員会としても、法律、条例等の施行に必要な事項を定めるための規則を制定しようとするものである。

なお、法改正後の個人情報保護制度の在り方については、32ページに記載のとおりである。

31ページにお戻り願いたい。「2 制定内容」であるが、知事部局の「個人情報の保護に関する法律施行細則」では、法律、条例等の施行に必要な手続、様式等が定められており、教育委員会における個人情報保護の取扱いについても、これらと異なるところはないため、知事が取り扱う個人情報保護の例によることとしている。

「3 その他」であるが、本規則の制定に併せて、現行の「宮城県教育委員会個人情報保護条例施行規則」を廃止することとする。

最後に、当該規則は、「4」に記載のとおり、令和5年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

小 川 委 員 学校では様々な個人情報を取り扱っていると思うが、今回の改正ではどのような影響があるのか伺いたい。

総 務 課 長 今回の改正により、今後は、個人情報の保護に関する法律の適用を受けることになるが、大きな変更点としては死者に関する情報が保護の対象外となることがあげられる。ただ、学校に関係する部分での大きな変更はないため、従前のとおりで問題ないと思われる。

伊 東 教 育 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第6号議案 宮城県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

(説明者：嘉藤副教育長)

第6号議案について、御説明申し上げます。資料は、34ページから38ページである。

35ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、本規則では、行政手続法等の規定に基づき不利益処分の当事者等に対して行う聴聞及び弁明の機会の付与に関し、必要な事項を定めている。不利益処分の当事者等は、聴聞に際し、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求することができるが、この請求に対し、教育委員会等が開示しないことについては、「非開示」という文言が使用されていた。

これに対し、個人情報の保護に関する法律では、従来から、開示請求に対して開示しないことについて「不開示」の文言が使用されている。

第5号議案で御説明したとおり、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも同法が直接適用されることになったため、個人情報保護に係る情報開示をはじめ、県における情報開示全般について、「不開示」の文言が使用されることとなった。

このことから、本規則においても「不開示」の文言に統一するものである。

「2 改正内容」であるが、請求者に対して開示をしない旨の決定をした時は「文書等非開示決定通知書」により通知することとしていたが、この様式を「文書等不開示決定通知書」という名称に改めようとするものである。

なお、改正規則については、「3」に記載のとおり、令和5年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第7号議案 第3期県立高校将来構想第2次実施計画について

(説明者：遠藤副教育長)

第7号議案について、御説明申し上げます。資料は、39ページから42ページ及び別冊である。

資料40ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」については、平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」に掲げる「未来を担う高い志を持つ人づくり」や「未来を拓く魅力ある学校づくり」の実現に向けて、高校教育改革の具体的な取組を示すために、アクションプランとして策定するものである。

「2 計画期間」については、令和5年度から令和7年度までの3年間としている。

「3 計画の構成」については、第3期県立高校将来構想の二本の柱である「未来を担う高い志を持つ人づくり」と「未来を拓く魅力ある学校づくり」をベースとして、第1次実施計画と同様に、前半は主に教育内容に関する具体的な取組について、後半は主に学校の体制整備に関する取組について記載している。

「4 第2次実施計画の主なポイント」については、多様な学びのニーズに応えるため、「社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」や「学びの多様化への対応」について記載しているほか、「再編等の考え方」や予定している「再編等」について記載している。

詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、第7号議案について、資料40ページから42ページ及び別冊により御説明申し上げます。

資料40ページを御覧願いたい。私からは、「4 第2次実施計画の主なポイント」について御説明させていただきます。

まず、「(1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」についてであるが、「学科等の在り方」については、各高校がスクール・ミッションに沿って特色化・魅力化を図る観点から、普通科改革を含めた普通科の在り方について検討するとともに、地域産業を支える人材育成に繋がる専門学科の在り方や総合学科の在り方について検討することとしている。「地域等との連携」については、地域等と連携した特色ある教育活動が求められていることを踏まえ、地域パートナーシップ会議により地域等の教育資源や地域人材の活用を図るとともに、地域住民や保護者等との連携による学校経営力の向上を図るため、松島高校、中新田高校、志津川高校に導入しているコミュニティ・スクールについて、他の学校への導入を検討することとしている。

資料41ページを御覧願いたい。「(2) 学びの多様化への対応」については、時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえて、「新たなタイプの学校」の設置について検討することとしている。「コンセプト」に

については、個々に応じた多様な学び方を提供することにより、生徒自らが高校生活をデザインし、夢や希望を実現することができる学校としている。「主に対象となる生徒」については、個々の状況に合わせてフレキシブルに学ぶことにより、自己実現や進路実現を目指す生徒としている。「学校の概要」については、定時制課程と通信制課程の機能を併せ持った全日制課程と位置付けており、募集定員は4から5学級規模、人数にして160人から200人を想定している。また、設置場所については、自分の受ける授業に合わせて登下校できるよう交通の便を考慮し、仙台市内又は仙台近郊の既存校を想定している。

「学校の特色」については、大きく4つに整理している。まず、「フレキシブルな学び方」については、単位制の導入や幅広い授業時間帯の設定などにより、生徒一人一人のニーズに応じた柔軟な学びの実現を図りたいと考えている。「魅力ある学び」については、探究的な学びや地域等と連携した学びなど、「多種多様な教科・科目」については、多様な進路希望や学び直し等に対応した教科・科目の設置など、多様なニーズに応じた学びの実施を検討していく。「サポート体制の充実」については、チューター制の導入や多様なスタッフの活用など、生徒が安心して学習できるサポート体制を構築したいと考えている。「開校時期」については、最短で令和8年度を想定している。

「(3)再編等の考え方」については、2学級規模の学校の在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合の取扱いについて、これまでも学校や地域の実情を考慮してきており、その旨を明記した。また、適正規模を下回る学校について、再編等の検討過程において、当面は存続することも想定されることから、活力ある教育環境を確保するために、ICTを活用した遠隔教育システムの導入による学習環境の充実や地域等との連携による学習活動の充実、学校間連携による課外活動の充実など、様々な取組や運営上の工夫を講じていく。

資料42ページを御覧願いたい。「(4)再編等」についてであるが、「大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校」については、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校を再編し、鹿島台商業高校の敷地内に、新たに大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校を設置するものであり、令和9年4月の開校を予定している。新設校においては、既存校に設置されている専門学科及び学びを基本とした上で、「食」をテーマとした様々な職業専門的学びを展開する予定としている。なお、この再編により、3校は令和10年度末を以って閉校となる。

次に、「白石高校蔵王キャンパス」については、蔵王高校を白石高校の分校とし、名称を白石高校蔵王キャンパスとするものであり、令和7年度の入学生から白石高校蔵王キャンパスでの募集となる。

次に、「築館高校一迫商業キャンパス」については、一迫商業高校を築館高校の分校とし、名称を築館高校一迫商業キャンパスとするものであり、こちらも令和7年度の入学生から築館高校一迫商業キャンパスでの募集となる。

最後に、別冊の19ページ以降に参考資料として、中学校卒業生数及び公立高校全日制課程必要学級数の見込について、令和10年度までの推移を地区ごとに記載している。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

齋藤委員

全体像や目指す向性等については理解できた。その中で、新たなタイプの学校という説明があった。学びの多様化への対応ということだが、令和8年度の開校ということは、今の中学生がこのことを十分に理解していることが必要だと思うが、どのような形で子供たちに伝えようと考えているのか伺いたい。

教育企画室長

新たなタイプの学校については、現在、最短で令和8年度の開校を想定している。また、昨年1月と12月に県立高等学校将来構想審議会を開催し、学校のコンセプトや特色について説明をしている。方向性については、審議会の委員の方々から御理解をいただいたものと考えているが、具体的な内容についてはまだまだ詰めなければならないところがあると考えている。今後は、教育庁内において具体的な教育内容、教育課程等の検討を進めていきたい。目途としては、令和5年度内にはある程度カリキュラムを固めたいと思っているものの、全日制課程だけでフレキシブルな学びに特化した学校をつくるということが全国的に見てもあまり例がないことであるため、様々な課題が出てく

る可能性もある。まずは、しっかり教育内容や教育課程等を固めた上で、中学生や保護者の方々にPRできるようにしてまいりたい。

齋藤委員 きっと求める生徒さんも多いと思う。ただ、具体的なところが見えないと、子供たちが新たな一步を踏み出すことが大変になると思うので、できるだけ早めに示していただきたい。

佐浦委員 先だって、知事からも発言のあった新たなタイプの学校については、これからの宮城県を特色づける学校になると思うが、やはり目が止まる部分は、資料41ページにも記載があるが、設置する場所である。仙台市内または仙台近郊の既存校とあるが、どの程度固まってきているのか伺いたいのが1点。もう1点、「学校の特色」にある多種多様な教科・科目の中で、学び直し等にも対応するとある。今、「リスクリング」について盛んに言われているが、そういったいわゆる「大人の学び直し」のようなことにも対応する余地があるのか伺いたい。

教育企画室長 設置場所については、昨年12月の審議会でも説明しているが、その既存校の特色や活力をより高めることに繋がること、生徒が通いやすい場所であること、配置バランスとして適切であることなどの観点から、仙台市内または仙台近郊の既存校を想定しているところである。今後、その観点を踏まえて調整を進めていきたいと思っており、具体的な場所についてはまだ決まっていない状況である。もう1点の質問である、学び直しなどの科目に関することに関してだが、基本的に不登校児童生徒等に特化して支援するというものではない。ただ、様々な生徒がいる中で、もう一度基礎から学んで、じっくり次のステップ次のステップと踏んでいって、将来を見据えられる形をとりたいと思っている。社会人に関しては、新たなタイプの学校において社会人聴講生のような形も検討しており、もし、社会人聴講生のための学び直しの科目が必要だというニーズがあれば、そちらも併せて検討してまいりたいと考えている。

小川委員 今お話のあった社会人の方と生徒が学び合う環境について、素晴らしいアイデアだと思った。異年齢の集団の中で学ぶという環境は、子供たちにとっては、年配の方ってこういう考え方を持っているのか、というふうに気づくこともあるだろうし、自分が学ぶべき課題に気づいていくということもあると思う。やはりそういった、違う考え方や立場の方と接する場を設定するという事は、とても大事なことだと思う。また、子供たちと触れ合う場が最近少しずつ増えてきてわかったのだが、学校を超えた交流の機会であったり、或いは中学生と一緒に学んだりといった場面では、高校生の皆さんがすごく生き生きとやりがいを持って取り組んでいた。同じ年齢の同じような価値観を持った人たちがいつもいる環境というよりは、むしろそういった違う価値観を持った人たち、或いは学校や学科の壁を越えた交流があるとすごくいいと思った。従って、そういったことも再編やコンセプトの中に取り入れていってはどうかと感じた。

教育企画室長 社会人聴講生のことに関連して、多部制の定時制課程については田尻さくら高校で事例がある。そういったものを参考に、今回の新たなタイプの学校にも取り入れていければと思っている。それから、審議会の委員からも、地域との連携はこれからもっと大事になってくるという御意見もいただいている。設置場所まだ決まっていないが、その地域のお祭りなどに生徒がボランティアで行くといった地域との交流は大事にしていきたい。

遠藤副教育長 補足させていただく。科目履修生の制度は、現段階の枠組みとして、まだ定時制課程だけで運用している部分があり、これを全日制課程にもなった場合は制度自体を見直していくといったことも必要になってくる。

伊東教育長 全日制の中で定時制の学びと通信制の学びを併せ持つ形ということで、制度的なハードルも出てくるかと思うが、そういったことも含めて検討してまいりたい。

小川委員 カリキュラムの整合性を合わせる必要があるということとはよくわかった。ただ、現状

でも探究の時間や総合学習の時間など、柔軟に運用できる時間もあると思う。そういった時間を使って、先ほどお話のあった地域との交流以外にも、例えば高校生が地元の中
学生と一緒に学ぶ機会を作るとか、小学校へ出向いて行って小学生と一緒に学ぶとか、
地域のイベントだけじゃなく、通常のカリキュラムの中で異年齢と交流することも可能
かと思うが、その点についてはいかがか。

教育企画室長 委員からの貴重な御意見をいただいているので、そういった御意見も踏まえて、今後
の教育内容やカリキュラムについて、前向きに検討してまいりたい。

伊東教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第9号議案 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の 一部改正について

第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

第11号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

伊東教育長 第9号議案から第11号議案については、内容に関連があることから一括して説明を
受けることとし、その後、各号議案ごとに質疑、採決を行うこととしてよろしいか。
(委員全員に諮って) それでは、そのように進行することとする。

(説明者：嘉藤副教育長)

第9号議案から第11号議案について、一括して御説明申し上げます。資料は、46ページから73ペー
ジであるが、46ページから48ページまでの資料により御説明申し上げます。

はじめに、46ページを御覧願いたい。まず、改正理由であるが、地方公務員法の一部を改正する法律
が令和5年4月1日に施行され、地方公務員の定年を、現行の60歳から、段階的に65歳まで引き上げ
ることに伴い、所要の改正を行おうとするものである。

定年引上げの概要については、47ページから48ページにまとめているが、47ページの2に記載の
とおり、「定年前再任用短時間勤務制の導入」により、例えば、定年が63歳となった者が60歳で退職し
た場合に、本来の定年となる63歳までは「定年前再任用短時間勤務職員」として勤務することが出来る
ようになる。また、48ページの3に記載のとおり、制度移行期間中の経過措置として、定年となった時
点から、65歳までの間、「暫定再任用職員」として勤務することが出来るようになるとともに、現行の制
度である、定年退職後65歳までの間の再任用制度が廃止されることとなる。

46ページにお戻り願いたい。主な改正内容について、各号議案ごとに御説明申し上げます。

第9号議案「県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続きに関する規
則の一部改正について」では、規則に規定している、現行の再任用職員に関する規定を削除するとともに、
「暫定再任用職員」について、附則により規定するものである。

第10号議案「指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について」では、規則に規定してい
る、現行の再任用職員に関する規定を削除し、「暫定再任用職員」について、同じく附則により規定する
とともに、所要の文言整理を行うものである。

第11号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について」
では、規則に規定している、「再任用職員」の語句を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「暫定再任
用職員」について、附則により規定するとともに、所要の文言整理を行うものである。

各議案の改正内容についての説明は以上であるが、詳細については、資料右端に記載している議案ご
との該当ページを御覧願いたい。

なお、これらの改正については、令和5年4月1日から施行することとしているが、所要の文言整理に
ついては、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

第9号議案 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部改正について

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第10号議案 指導力不足等教員の取扱いに関する規則の一部改正について

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第11号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第13号議案 博物館法施行細則について

(説 明 者 : 嘉 藤 副 教 育 長)

第13号議案について、御説明申し上げます。資料は、80ページから102ページである。

81ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、現行の博物館法施行細則では、博物館法に基づく博物館の登録に係る事務について定めている。このたび、博物館法が改正され、博物館が資料の収集・保管、展示、教育、研究といった従来の使命を持ちながら、文化観光拠点等のより多様な役割や機能を有することが明確化された。具体的には、これまで、地方公共団体や特定の法人に限定されていた博物館の設置者となることができる法人の範囲が拡大されたほか、法律の目的や、博物館が行う事業、博物館の登録制度の内容等が見直され、全体として博物館の登録を促し、博物館の活性化を図ることとされている。

こうした法改正に伴い、現行の博物館法施行細則について所要の改正を行おうとするものであるが、大部分の改正が必要となったため、これを全部改正しようとするものである。

「2 改正内容」であるが、第1条に設置趣旨を設け、この規則が、博物館法の施行に関し、政令又は省令に定められている事項について規定するものであることを明文化した。その上で、博物館法の改正内容を踏まえ、登録申請書等所定の様式や、博物館の登録等の際に必要な手続について定めている。

なお、改正規則は「3」に記載のとおり、博物館法の一部を改正する法律の施行日に合わせて、令和5年4月1日から施行することとしている。また、可決後は、速やかに公布し、博物館設置者等関係者へ周知することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第14号議案 宮城県美術館管理規則の一部改正について

(説 明 者 : 嘉 藤 副 教 育 長)

第14号議案について、御説明申し上げます。資料は、103ページから107ページである。

104ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、第13号議案でも御説明したとおり、博物館法の改正に伴い、博物館が行う事業が追加されることから、所要の改正を行おうとするものである。

「2 改正内容」であるが、規則第2条で規定している美術館が行う事業について、第2号に「美術作品及び美術に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」を、第8号に「美術館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと」を追加するものである。

なお、改正規則は、「3」に記載のとおり令和5年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第16号議案 東北歴史博物館管理規則の一部改正について

(説明者：嘉藤副教育長)

第16号議案について、御説明申し上げます。資料は、111ページから115ページである。

112ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、第14号議案と同様に、博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

「2 改正内容」であるが、規則第2条で規定している博物館が行う事業について、「博物館資料に係る電磁的記録の作成・公開」及び「博物館の事業に従事する人材の養成及び研修」を追加するとともに、各号の順序を、博物館法に合わせて整理するものである。

なお、改正規則は、「3」に記載のとおり、令和5年4月1日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第20号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：嘉藤副教育長)

第20号議案について、御説明申し上げます。資料は、125ページから129ページである。

はじめに、126ページを御覧願いたい。本件については、令和5年2月3日付けで、宮城県文化財保護審議会から「宮城県指定有形文化財として指定することが適当」と答申を受けた「旧歩兵第四連隊兵舎」を、文化財保護条例第3条第1項の規定により、宮城県指定文化財として指定しようとするものである。

128ページを御覧願いたい。旧歩兵第四連隊兵舎は、明治初期から現在の仙台市宮城野区の榴岡公園内において歩兵第四連隊の兵舎として使用された建物の一つで、昭和53年に仙台市指定有形文化財に指定されている。昭和54年に仙台市政88年を記念して行われた公園拡張に併せて現在地に曳家をして復元され、現在は仙台市歴史民俗資料館として活用されている。

建築年代は、この地に兵営が設置された明治7年、若しくは兵舎増設時の明治9年と推察される。規模及び構造は、桁行52.3メートル、梁間11.0メートルの木造総二階建てで、屋根は寄棟造棧瓦葺、桁行面には4か所の出入口ポーチが取り付けられている。また、漆喰塗の外壁と建物四隅のコーナーストーンによる装飾、上下窓、円柱ポーチなどの洋風要素と、棧瓦や鬼瓦による瓦葺屋根、階段の繰型などの伝統建築の要素を併せ持っており、総じて明治前期の擬洋風建築の特徴がよく表れていると評価できる。

本建物は、県内に現存する最古かつ最大規模の擬洋風建築であり、全国的にみても兵舎の現存例は少なく大変貴重である。また、仙台市による詳細な調査を踏まえて復元整備され、その後の改修も必要最小限の工事にとどまっていることから、文化財的価値を損なわず、積極的に活用が図られている好事例となっている。

以上のことから、旧歩兵第四連隊兵舎は本県にとって貴重な文化財であり、宮城県指定有形文化財(建造物)に指定することが適当であると判断した。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

11 課長報告等

(1) 第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン【令和5年度版】(案)について

(説明者：教育企画室長)

第2期宮城県教育振興基本計画第2次アクションプラン【令和5年度版】(案)について御説明申し上げます。資料は、1ページ、A3判の別紙1及び2、並びに別冊である。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、現在の第2次アクションプランは、令和3年度から令和5年度までの3年間の具体的な事業の内容や期間、成果の数値目標等を示すため、

令和3年3月に策定した。この第2次アクションプランは、PDCAサイクルによる進行管理を行うため、毎年度改定することとしており、今年度実施された政策評価・施策評価や第2期計画の点検及び評価を踏まえ、新たな事業などを反映した【令和5年度版】を策定するものである。本日は、現時点における案について御説明申し上げる。

次に、「2 第2次アクションプランの内容」であるが、まず、令和2年度に計画期間が終了した第1次アクションプランにおける主な取組の概要、成果・課題や目標指標の推移等を示した「第1次アクションプランの検証」を掲載している。また、第2期計画における取組の方向性に基づき、3年間の「主な取組内容」と年度ごとの「目標値」を掲載している。具体の事業については、基本方向ごとに「令和5年度の主な事業」を掲載するほか、令和5年度に特に注力する事業については、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。

次に、「3 第2次アクションプラン掲載事業」であるが、「(1) 掲載事業数」は307事業であり、このうち令和5年度の新規事業は14事業である。新規事業については、別紙1に取りまとめているので、後ほど御覧願いたい。

次に、「(2) 令和5年度当初予算額」は約586億4千万円であり、令和4年度当初予算額と比較して、約9億2千万円の増額となっている。増額の主な要因としては、(仮称)秋保かがやき支援学校の新築工事や美術館リニューアル改修工事が本格化することなどによるものである。

次に、主な記載内容について、別冊に基づき御説明申し上げる。別冊4ページを御覧願いたい。第2期計画の全体体系図を掲載しており、上から「目指す姿」、5つの計画の目標、そして10の「基本方向」を示している。アクションプランにおいては、この10の基本方向ごとに取組をまとめている。

次に、8ページを御覧願いたい。「Ⅲ 第1次アクションプランの検証」になるが、第1次アクションプランの「点検及び評価」の結果を記載しているほか、「点検及び評価」や社会情勢の変化等を踏まえた第2次アクションプランの総括的な方向性について記載している。

9ページ以降では、10の基本方向毎に、第1次アクションプランにおける主な取組の概要や、成果・課題、目標指標の推移の状況について記載しているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、25ページを御覧願いたい。「Ⅳ 基本方向ごとの取組」について、「基本方向2」を例に御説明申し上げる。

はじめに「1 方向性」では、第2期計画から抜粋した10年間の取組の方向性を記載している。次に、「2 第2次アクションプランにおける取組」のうち、「(1) 主な取組内容」では、3年間の主な取組内容を記載しており、新たな取組も反映した内容となっている。例として、基本方向2では、26ページの「① 健康な体づくりと体力・運動能力の向上」の5つ目の項目になるが、令和5年度に新たに実施する「体力・運動能力向上センター」の取組内容について記載している。

次に、27ページを御覧願いたい。「(2) 目標指標」では、第2次アクションプランにおける目標指標の一覧表を掲載しており、今回の改定に当たり、直近の実績値を記載している。なお、目標指標全体については、別紙2に取りまとめているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、28ページの「3 令和5年度の主な事業」では、取組を構成する主な事業を掲載しており、事業概要や事業期間、令和5年度当初予算額、担当課室などを記載している。また、事業概要の欄には、「令和5年度の主な取組」として、具体的に取り組む内容を示している。

御覧いただいている「基本方向2」以外の基本方向についても、ただ今御説明した「基本方向2」と同様の構成となっているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

次に、88ページを御覧願いたい。10の基本方向の中から「令和5年度 特に注力する事業」として25事業について、90ページ以降に、それぞれの事業の概要を示す「事業イメージ図」を掲載している。このうち、主な新規事業の内容について簡単にではあるが御説明申し上げる。

95ページの上段を御覧願いたい。6の「地域進学重点校改革推進事業」については、地域の進学拠点校において地域課題や魅力に着目した探究活動の取組を強化し、学力向上と進路達成を目指すものである。

次に、95ページの下段を御覧願いたい。7の「教育DX推進プロジェクト事業」については、県立高校においてICTを活用し専門性の高い授業等を配信することにより、学校の枠を超えた協働的な学びの

実現を図るものである。

次に、98ページの下段を御覧願いたい。13の「特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育推進事業」については、ICTを活用した教科指導の充実や切れ目ない学びの提供により、児童生徒の実態に応じた個別最適な学びの提供に取り組むものである。

次に、99ページの上段を御覧願いたい。14の「医療的ケア児通学支援モデル事業」については、特別支援学校において通学に係る医療的ケア児やその家族の負担を軽減するため、看護職員の介護タクシー同乗により通学を支援する取組をモデル的に実施するものである。

次に、104ページの上段を御覧願いたい。24の「部活動地域移行推進事業」については、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、公立中学校の休日の部活動について、地域連携や地域クラブ活動への段階的な移行に向けた環境整備を行うものである。

最後に、104ページの下段を御覧願いたい。25の「学びを通じたみやぎの共生社会推進事業」については、障害の有無に関わらず、誰もが地域の一員として学ぶことができる学習プログラムの開発や学びの場の整備に向けた体制づくりに取り組むものである。

これらの事業を含め、令和5年度においても、引き続きアクションプランに基づく施策等に着実に取り組み、本県教育の振興を図っていきたいと考えている。

なお、本アクションプランについては、今月中に取りまとめの上、市町村教育委員会等に送付するとともに、教育企画室ホームページで公表を行う予定である。

本件については、以上である。

(質 疑)

千 木 良 委 員

先日、学校保健委員会の方に出席したところ、別冊の104ページにも記載がある、共生社会の実現に向けてという内容の御説明をいただいたことがあった。その中で、やはり共生社会は学校だけで成り立つものではないため、医療の分野においてはどのようなことを学校に期待しているかという質問を受けた。その時出た意見としては、障害のある方の状況などを知ってもらふ機会をたくさん設けてほしいというようなものが多かった。また、年齢が低い時期から一緒に過ごすことで障害のある方への理解を深めていく必要があるのではないかという意見もあった。私としては、資料には障害がある方の学びということが書いてあるが、障害の有無というより、ジェンダーのことや今話題になっているLGBTのことなども含めて、お互いを知ろうとする姿勢や、すぐに理解はできないけれども学ぼうとする姿勢を持つことが重要だと思う。そのためには、まず人として相手のことを尊重するという教育がベースになくはならないし、それがあってはじめて障害がある方への理解につながっていくものと考えます。

生涯学習課長

この事業は来年度から開始するものだが、文部科学省の委託事業であり、まずは3年間という形で進めていきたいと考えている。様々な団体をはじめとする関係者の方々にお集まりいただく会議体を設け、まずは顔の見える関係を作っていくところから始めていき、資料にもあるとおり人材育成や学習プログラムの開発、普及啓発を図っていきたいと考えている。その中で、ただ今委員からいただいたような御意見も踏まえながら事業を進めてまいりたい。

(2)「教職員の働き方改革に関する取組方針」の改定について

(説明者：教職員課長)

「教職員の働き方改革に関する取組方針」の改定について御説明申し上げます。資料は、2ページ及び別添資料並びに別冊である。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「1 改定の趣旨」であるが、本県では平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定し、計画期間を平成33年度までの3年間として取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度、計画期間を1年間延長し、令和4年度まで取り組むこととしていた。この度、計画期間が満了となることから、取組方針を改定したものである。

「2 計画の期間」であるが、令和5年度から令和9年度までの5年間としている。

「3 検討の経過」であるが、教育庁内に設置されている学校運営支援本部の下に設置された働き方改革取組方針改定WGが中心となり、関係各課室の意見を集約するとともに、教育関係15団体に意見照会を行い、学校運営支援本部で決定したものである。

「4 方針の概要」については、別添資料「教職員の働き方改革に関する取組方針」の概要を御覧願いたい。(1)「教職員の働き方改革の目的」といたして、①教職員のワーク・ライフ・バランスの実現と持続可能な働き方を実現すること、②教職員ひとりが役割を担い、持ち味を發揮しながらチーム学校として協働体制の構築を進めること、③教職員の意識変容を進め、教職員のWell-beingを追求し、児童生徒の「学び」を一層豊かなものとするを掲げている。

(2)「教職員の働き方改革の目標」には、「長時間勤務の縮減」と「ワーク・エンゲイジメントの向上」の2点を掲げている。「長時間勤務の縮減」では、1か月で45時間、1年間で360時間を超えないことや、月80時間を超える教職員の割合を前年度より減少させ、令和9年度までにゼロとすることとしている。「ワーク・エンゲイジメントの向上」では、教職員が健康で、仕事に誇りをもち、仕事に情熱を注ぎ、仕事から活力を得て生き生きとすることで、教職員個人が充実するだけでなく、学校や教育委員会の組織も活性化していくことを目指すこととしている。

(3)「取組の柱」であるが、「業務改善・削減による在校等時間の縮減」と「教職員の意識変容とワーク・エンゲイジメントの向上」の2つを取組の柱として推進していくこととしている。

裏面を御覧願いたい。(4)「具体的取組の例」といたして、2つの取組の柱にそれぞれ関係する具体的取組内容を掲載している。

資料2ページにお戻り願いたい。「5 方針の実施について」であるが、本方針を全教職員に周知し、意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々との理解も得ながら、着実に取組を進めていく。また、本方針により県立学校における働き方改革を推進するとともに、市町村教育委員会に対して取組を促していくこととしている。

なお、別冊として改定後の取組方針を添付しているため、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

千木良委員

働き方改革はいろいろなところに繋がっている問題であり、私もどのようにお話しして良いか悩むところはあるが、個人的な意見としてお話しさせていただく。例えば歯科医師会は、学校と学校保健委員会や学校歯科医会などをおして繋がりがあがるが、一緒に行う事業として、様々な表彰関係の大会、図画ポスターコンクールなどがある。私が教育委員会に関わっている中で、こういったものの中には、学校の先生の負担になるのではないかと思いついたものもある。少子化が進んだことで、以前と同じにやろうとすること自体、非常に負担がかかることなのではないかと感じている。これは私の個人的な感覚ではあるが、もしそうであれば、必ずどこかのタイミングでもう少しやり方を変えて、学校の負担を減らすべきだと思う。いわゆる保健の啓発活動というものは一度やめてしまうと、もう一度始めるのは非常に難しいし、歯科医師会としても非常に少ない人数の中で、ほぼボランティアで行っているため、そちらの人材を確保することも大変になってくる。そういったことも踏まえ、現場同士ではなく、管理する側同士での話し合いがもう少し必要になってくると思う。学校は、働き方改革でこういうことをやるのは難しいとなったとしても、それが歯科医師会なり他の団体の方で納得できるかといえ、なかなか難しいのではないかと思う。両方の団体に関わる者としてはそう思うので、もう少し、教育委員会などの組織の方で考えて、教育委員会としてはこのような方針で学校の先生の負担を減らすように変わっていくので、御協力いただいている団体もお互いに負担をかけないよう、働き方改革が実現するように一緒にやってみようという方向性をぜひ出してほしいと思う。そうしないと、働き方改革が進まなかったり、双方共倒れになってしまったりということになりかねないし、今まで行ってきた児

童生徒や保護者の方に対する保健教育のレベルが低下していくのではないかという懸念もある。いかにレベルを保ちつつ、双方共倒れにならずにやっていけるかというような方向性を考えていただきたいと思う。

教職員課長 委員御指摘のように、学校の働き方改革を進めていくにあたっては、学校の中だけではなく、関係機関や地域の方、保護者の方も含めて、全体として共通の目的や方向性を共有した上で進めていくことも大変重要だと思っている。こういった形で理解を広めていくかという点については、様々な工夫をしてみたい。

小川委員 とても重要な問題であり、なかなか前に進まない大きな課題であるようには思うが、やはり進めていかなければならないことだと思っている。1人で作業するのと、複数人が共同で作業するのとどちらが効率的かと考えることがあるが、1人で悩んでしまったり、1人で全て調べて資料を作ったりすると、学校の様々な計画を立てる際などは、ものすごく時間がかかると思う。「あなたが担当だからやってください」と言われて1人で抱え込んでしまうと、夜遅くまでやってしまって負担になる。そういった場合に、資料では「チーム学校」とあるが、共同で知恵を出し合って作業することによって、どんどん作業が進んでいくこともあると思う。この「チーム学校」という言葉は響きがすごく良いが、この定義というかイメージについて伺いたい。様々な人の知恵が中に入っていくことで解決の方法や幅が広がるし、作業も効率化していくと思う。現場の先生がどんなイメージを持っているのかわからないが、私は効率化の観点から、「チーム学校」というものを取り入れていく方向性も重要だと思っているが、いかがか。

教職員課長 「チーム学校」としての協働体制を構築することについては、お話しいただいたように教職員一人ひとりがチームとなって、いろいろと共有しながらともに取り組む面もある。また、学校に関わる職員の中には、例えばスクールカウンセラーやスクールサポートスタッフといった、教員以外にも様々な職員もいる。そういった方々の専門性や強みも生かしながら、学校全体が組織として、チームとして協働体制を実現していくことが重要だと思っている。

小川委員 ということは、「チーム学校」という概念は、身近な作業チームというよりは、学校全体で取り組むという認識の方が近いか。

教職員課長 「チーム学校」という概念としては、学校組織がチームとなるものと考えている。一方で、協働体制という点については、様々な取組を進める中で、教員同士が事案ごとに、例えば教材の研究や共有であったり、資料を作る時の協働体制であったり、それぞれ構築していくこともあると思うが、「チーム学校」の協働体制という部分においては、組織としてチームとなっていくということで申し上げている。

伊東教育長 今年度からモデル的に、角田高校で教員が協力しながら作業をするということも始めているが、その件について紹介いただきたい。

教職員課長 今年度、県立高校において、学校における「チーム学校」としての協働体制或いは教職員同士の同僚性を構築し、さらに高めていくという取組を行っている。その中には、業務改善的な取組もあれば、教材の研究等で教員同士の協働体制を構築し、さらにその質を高めていくというような取組もある。その点については、来年度においてもさらに事業化して進めてみたい。

小川委員 そういった事例や実証データがあるのは良い。こういうチームを組んで協働作業をすればこれだけ作業時間が短くなるか、様々な解決方法が見つかるか、そういった好事例が出てくるとイメージもわきやすいし働き方改革をより推進していくことにもなると思うので、ぜひ事例や実証データを出していただきたい。

小室委員 今の話のように「チーム学校」で学校をまわしていくことも大事だと思う。ただ、働き方改革の資料等を見ていつも思うのだが、これほど世の中で言われているにもかかわらず、学校では今でも夜遅くまで電気が点いている。また、例えば、学年だよりを出す

時に何人も決裁をもらわないと出せないとか、この先生はこの日に早く帰りましょうと決まれば、その日に早く帰るために他の日は遅くまで仕事をしなければならぬとか、学校の中でのルールが多いというような話を先生から伺うこともある。もちろん学校によって異なると思うが、いろいろな取組の前にもっと基本的なこととか、先生の能力を信じて仕事を願うということも必要だと思う。私は教員ではないので、学校の中のことを詳しくはわからないが、外から見ていて、この先生1人で仕事を進めていけばもっと早く済むのではないかなと思うことは多々ある。しかし、先ほど申し上げたような話を耳にすると、余計な時間を使っているようにも感じる。やはり、校長先生が決めた学校内のルールというのは、絶対なのか。

教職員課長

学校における業務のあり方については、業務の内容によって異なってくると思う。一方で、その進め方については、学校の中において工夫できる点は多々あると思う。そういった部分を見直したり改善したりしていくには、やはり校長のリーダーシップやマネジメント能力が重要と考えている。今年度、例えば新任校長を対象に、マネジメント能力を向上させるような研修等を行っており、また、その中には働き方改革の視点も取り入れている。そういったことも通じて、少しでも変えられるところ、或いは見直せるところは見直しが進んでいくような働きかけをしてまいりたい。

小室委員

学校の中のことというのは、外にはなかなか聞こえてもこないし見えてもこない。ただ、先生がその中でいっぱいいっぱいになってしまったり、長期間お休みになってしまったり、辞めてしまったりする方をよく目にするので、是非そうなる前に何か手を打ってほしいと思う。中学校の先生は帰るのが早い、小学校にはいつも遅くまで電気が点いていて、先生たちは本当にやることが多いのだろうと感じている。体調を崩されたと聞くのは小学校の先生が多いので、そういったことに繋がらないような働き方改革をしていただきたい。

教職員課長

おっしゃるとおり、教職員が、健康でやりがいを持って働けるような環境を作っていくことは重要だと思うので、長時間勤務の原因をしっかりと分析しながら、各学校でも働き方改革に向けた取組を進められるよう、県教育委員会として、特に小学校に関しては市町村教育委員会としっかりと連携しながら働きかけてまいりたい。

齋藤委員

先ほどから、学校の組織としてのあり方、協力体制という話が話題になっているが、それはとても重要なことであり、私も同感だが、少し違う角度からの質問をさせていただく。はじめに「チーム学校」という言葉が答申文に出てきた時は、学校そのもののまとまりを指すのではなく、学校を取り巻く地域など様々なものを含めた、大きな意味での「チーム学校」というようなニュアンスだったかと思う。しかし、別添資料の「教職員の働き方改革の目的」にある書き方や、先ほどの具体的な内容に関する説明などを聞くと、ここでの捉え方としては、学校組織そのものの中でのチーム力に偏っているようにも思えてしまい、元々の「チーム学校」という言葉の定義からは少しずれているように感じる。一般的にチーム〇〇というと、普通はそのような認識でいいと私も思うが、ただ、「チーム学校」という言葉が答申文の中に出てきたときの意味合いは、学校だけではなくもう少し周りを大きくという捉え方をしていたように記憶していたので、ここは狭くならないほうが良いのではないかと少し気になった。

遠藤副教育長

委員御指摘のとおりで、別冊資料6ページ目の(3)にあるような外部人材の活用を含めたものが、そもそもの答申文にあった「チームとしての学校」という表現だったかと思う。その定義としてはここにあるように、いわゆるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員との協働であったり、教員業務支援員との協働であったり、学校を取り巻く様々な外部人材等を含めたチームを作った上で協働体制を構築していくということが、定義づけの大きな柱だと思う。資料には十分書かれている部分だとは思いますが、話し方とか、表現の仕方によって、先生だけのチームというよう

に聞こえてしまう可能性もある。ただ、定義づけとしては、この6ページの表現が反映されているという認識である。

齋藤委員 その部分については納得した。同じく別冊資料3ページの「働き方改革の目的」の(2)の部分は、本来の「チーム学校」という言葉をきちんと理解した上で読めば問題ないかもしれないが、教職員一人ひとりが役割を担うチーム学校という表現だと、狭い範囲の学校という印象を与えてしまう可能性があると思う。先ほどの角田高校での取組に関する話を聞いてもそのように感じたため質問したが、整合性が取れていれば結構である。

伊東教育長 後ほど精査させていただきたい。

千木良委員 「チーム学校」という話が出たが、もともと学校歯科医や学校医は、学校の職員として、教育者としての一面を持って児童生徒の健康に寄与するものということがきちんと決められている。また、歯科医師会では、学校歯科医になった方にはきちんと研修を行い、歯科医だけではなくて教育者としての対応をきちんとしていきたいと思います。これは申し上げているが、地域の事情や歯科教育を受けた年齢によって異なってしまう部分もある。しかし、職員であり教育者であるということを考えると、学校が働き方改革に向かって変わっていくのであれば、学校だけという狭い範囲ではなくて、歯科医師もチームの一員として子供たちの健康に寄与することを一緒に考えてほしいということをもっとアピールする必要があると思っている。そうしないと、先生が一生懸命やって歯科医師会もボランティアでやっているという状態がいつまでも変わらずに続いてしまうのではないかと危惧している。働き方改革のためには、少しずつだが学校という組織も変わっていているということをアピールして、それを現場レベルではなくて、もう少し上のレベルで決めてきちんと下まで共有することが大切だと思う。

小川委員 「チーム学校」の話はよくわかった。外部資源をもっと活用して、学校の様々な問題を解決して効率化を図っていくということだと思う。このような効率化の問題は、要は組織運営の問題だと思う。民間企業であればコンサルタント会社を入れて、この作業にこんなに時間をかけるのは無駄とか、この作業は不要とか、どんどん厳しく見直して、労働時間を短縮して効率上げて生産性を上げるということをやっていると思う。学校現場は教育なので、そこまでやる必要はないと思うが、第三者が客観的に見て、この作業に多くの時間をかけるのはどうなのかといった部分も多々あると思う。学校についてそういったことを指摘する役割の人はいるのか。それとも、外部のコンサルタント会社に協力してもらっているのか。

教職員課長 県立高校における働き方改革については、教職員課に働き方改革推進チームを設置しており、そのチームが各学校の実態をある程度見える化して学校に提供している。そうすることで自分の学校の置かれた状況を客観視することが可能になり、こういうところは変えていけるとか、こういうところが少し弱いとか、学校が自律的に改善を進めていけるような支援はしている。また、来年度は教育委員会が学校に寄り添って改善を進めていけるような事業を、民間事業者の力も借りながら進めてまいりたいと考えている。

(3)「子供の学びを支援する5つの提言」について

(説明者：義務教育課長)

子供の学びを支援する5つの提言について御説明申し上げます。資料は、3ページから4ページである。

はじめに、4ページを御覧願いたい。平成20年以降、全国学力・学習状況調査における本県の学力の結果については、概ね改善傾向であったものの、東日本大震災後の平成25年の学力調査では、一転してほとんどの教科で全国値を下回る結果となった。この結果を受けて、県教育委員会では、学力向上を図るための緊急会議を開催し、当時の子供たちに対して、心のケアを行いつつ、分かる授業を行うことが重要であることを確認した。「学力向上に向けた5つの提言」は、この緊急会議で、子供たちが安心して学校生活を送り、学習意欲や自信を持つために、各学校の全ての教員に取り組んでほしい事項としてまとめられ、

これまで、まさに宮城の教育の拠り所として、各小・中学校で実践化が図られてきた。

3ページを御覧願いたい。5つの提言は、旧学習指導要領において、一斉授業がどうあるべきかを考えたものであり、教育の不易の部分が多くある一方で、令和3年1月に公表された『令和の日本型教育』の構築を目指して」に示された、子供が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるように促す観点十分ではないという見方もできる。社会の在り方が劇的に変わる中で、かつての勉強の時代から学習の時代へと移り、society 5.0に求められる学びの時代においては、社会の中での自分の役割や責任についての自覚を軸とした学びや、人間としての強みを生かした学び等が重視されている。

県教育委員会としては、子供たちが、未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けるためには、生涯にわたって能動的に学び続ける自立した学習者となる必要があると考えている。

これらを踏まえ、従来の5つの提言の不易の部分に、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「ICTの活用」などの視点を加え、「子供の学びを支援する5つの提言～自立した学習者の育成を目指して～」として、新たにまとめた。

なお、令和5年度を移行期間とし、令和6年度から全面移行とすることとしている。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

提言の1つ目が最も大事だと思う。やはり、子供に積極的に声かけをして、子供の声に耳を傾けるというか、子供の話を聞いてあげることが教育の原点だと思う。そこができていれば、自分の課題も見つかっていくだろうし、これをやりたいということに対して先生が背中を押してあげることにもなる。結局のところ、解決法は自分で見つけていくことになるので、まずは話を聞いてあげることが一番大事だし、これを提言の最初にもってこることもとても大事なことだと思った。

千 木 良 委 員

私も子供の声を聞くことが一番だと思うので、すごく良いと思った。一方で、提言の5については、感覚的に難しいなと感じた。周りの親御さんを見ていると、フルタイムで働いて19時頃に帰宅し、夕飯を作って食べさせて、ほかにもいろいろ、と考えると、子供の時間に合わせて勉強しようねと声をかけられる家庭というのは結構少ないのではないと思う。例えばICTを活用して、今から勉強を30分頑張ろうというように促してもらえれば、さぞかし親御さんは助かるのではないかなとも思う。私自身もできていなかったという経験から申し上げた。

義 務 教 育 課

提言の5番、家庭学習の質的向上については、御家庭の御協力をいただければありがたいが、御指摘のとおり、なかなか難しい御家庭もあるかと思う。現在は1人1台端末が整備されたので、まずはどのように子供たちに学習の習慣をつけていくかといったところを、各学校の先生に工夫していただきたいと思う。そして、子供たちが声をかけられて学ぶところから、みずから学ぶところへ変わっていくよう、県教委としても、市町村教育委員会と連携して各学校を支援していきながら進めてまいりたい。

(4) 第4期宮城県図書館振興基本計画について

(説明者：生涯学習課長)

第4期宮城県図書館振興基本計画について御説明申し上げます。資料は、5ページから6ページ、並びに別添資料及び別冊である。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。「1 計画策定の趣旨」及び「2 計画の位置づけ」であるが、本計画は、県図書館及び市町村図書館等のさらなる振興を図り、県民の読書活動の一層の促進と本県の生涯学習の推進に資するため策定したものであり、「新・宮城の将来ビジョン」等の計画に基づき、県図書館の基本方針や目標、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示している。「3 計画期間」は、令和5年度から令和9年度までの5年間となる。また、「4 計画推進のための対応」であるが、進行管理は県図書館の自己評価及び宮城県図書館協議会による外部評価を行い、運営の改善を図ることとしている。

次に、別添資料を御覧願いたい。本計画の全体像を示す概要版であるが、このうち中央部分から右側に

かけて、基本方針と4つの目標、それに基づく10の施策の方向性を記載している。基本方針は「県内全域の図書館ネットワークのより一層の連携・強化とデジタル技術を活用したサービスにより、図書館サービスの向上を図ります。また、県民誰もが生涯にわたり学ことができる環境づくりを支援するとともに、県民との連携等による学びの活性化を推進します。」としている。この基本方針の実現に向けた目標として、「県図書館を中核とした市町村図書館等とのネットワーク体制の充実と県全域の図書館サービスの充実・向上」、「社会の変化に対応した多様な図書館サービスの提供」、「図書館機能を十分発揮するための資料、施設の充実と職員の能力向上」、「郷土資料や東日本大震災関連資料の収集及び保存・整理、利活用の推進」の4点を掲げている。さらに、「市町村図書館等や学校教育への支援の充実」など、10の施策の方向性を示し、具体の事業に取り組んでいくこととしている。

なお、具体的な取組内容については、別冊資料の17ページ以降に「主な取組」、「目標指標」、「構成事業」として記載しているので、後ほど御覧願いたい。

資料5ページにお戻り願いたい。「5 主な施策の方向性」を御覧願いたい。ただ今御説明した10の施策の方向性のうち、主なものを記載している。

まず、「1 市町村図書館等や学校教育への支援の充実」、「2 読書活動の推進」であるが、宮城県図書館協議会による外部評価において、現計画における市町村図書館等への支援等や子供の読書活動の推進については、「やや遅れている」と評価されたところである。いずれも新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、市町村に対する当初の協力貸出冊数や研修会等への参加が、目標に届かなかったことによるものであるが、県図書館として、市町村図書館との連携、協力支援、学校図書館との連携推進を含めた子供の読書環境の充実は非常に重要な役割であることから、さらなる取組の充実を図っていこうとするものである。

次に、3と4の2項目については、昨今の社会の変化に対応して取組の充実を図ろうとするものである。

「3 誰もが利用しやすい図書館サービスの推進と生涯学習への支援」については、令和元年に、いわゆる「読書バリアフリー法」が施行され、図書館においても、障害の有無に関わらず誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を享受できるよう対応が求められている。そのため、大活字本やLLブックの収集、コミュニケーションボードの導入など、一般的な書籍の利用が困難な方や高齢者等へのサービスを充実させるとともに、その周知に努めることとしている。

「4 デジタル化に対応したサービスの充実」については、技術の進展やコロナ禍により、社会的にDXなどデジタル化の動きが進んでいることを踏まえ、ICTを活用した各種講座等の動画配信や、所蔵資料のデジタル化とデジタルアーカイブ「叡智の杜Web」での公開を進めるなど、来館が困難な方にも使いやすい非接触型図書館サービスの拡充に取り組むこととしている。

資料6ページを御覧願いたい。「6 策定の経緯」であるが、本計画の策定に当たっては、県図書館に設置した計画策定委員会において計画案を検討・作成し、宮城県図書館協議会において協議いただきながら進めてきた。この間、中間案について、令和4年12月下旬から本年1月下旬までパブリックコメントを実施し、その後、最終案の協議を踏まえ、先日策定したところである。

今後は、本計画に基づく取組を着実に推進し、全県的な図書館サービスのさらなる向上に努めてまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

1.2 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) 令和5年3月高等学校卒業予定者就職内定状況（2月末現在）
- (3) 宮城県大河原産業高等学校の開校について
- (4) 東北歴史博物館特別展「悠久の絆 奈良・東北のみほとけ展」

1.3 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 〓 次回の定例会は、令和5年4月20日（木）午後1時30分から開会する。

1 4 閉 会 午後5時35分

令和5年4月20日

署名委員

署名委員